

平成 15 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン エ ー
代 表 者 の
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 上 地 哲 誠
(登 録 銘 柄 コ ー ド 番 号 : 2 6 5 9)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 古 謝 将 之
電 話 番 号 0 9 8 - 8 9 8 - 2 2 3 0

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 15 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 460,000 株
- (2) 発行価額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 15 年 11 月 10 日(月)から平成 15 年 11 月 14 日(金)までの間のいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社、新光証券株式会社、おきなわ証券株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、日興シティグループ証券会社及び三菱証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日において日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 平成 15 年 11 月 17 日(月)から平成 15 年 11 月 19 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 15 年 11 月 11 日(火)から平成 15 年 11 月 13 日(木)までとなる。
- (7) 払込期日 平成 15 年 11 月 18 日(火)から平成 15 年 11 月 25 日(火)までの間のいずれかの日すなわち、上記(6)記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 15 年 11 月 18 日(火)となる。
- (8) 配当起算日 新株式に対する配当起算日は平成 15 年 9 月 1 日(月)とする。
- (9) 申込株数単位 100 株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上地哲誠に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 40,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、上記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 40,000 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（平成15年11月10日(月)から平成15年11月14日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から40,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上地哲誠に一任する。
- (9) 前記各号については、本売出しの売出価格の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による有価証券通知書を提出する。

3. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 40,000 株
- (2) 発 行 価 額 平成15年11月10日(月)から平成15年11月14日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。
組 入 れ ない 額 資本に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 野村證券株式会社 40,000 株
- (5) 申 込 期 間 平成15年12月15日(月)から平成15年12月22日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成15年12月16日(火)から平成15年12月24日(水)までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の申込期間(申込期日)の翌営業日とする。
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は平成15年9月1日(月)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 上記(5)記載の申込期日迄に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 上地哲誠に一任する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(11) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

今回の新株式発行におきましては、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集の他に、前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、一般募集とは別に、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社当社株主から40,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成15年10月30日（木）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式40,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議し、平成15年10月30日（木）に有価証券届出書を沖縄総合事務局長に提出しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	12,167,856株（平成15年9月30日現在）
公募増資による増加株式数	460,000株
公募増資後の発行済株式総数	12,627,856株
第三者割当増資による増加株式数	40,000株
第三者割当増資後の発行済株式総数	12,667,856株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 1,103,400 千円については、全額を設備資金に充当する予定であります。

また、当該設備投資計画のうち「西原シティ」については、平成 15 年 9 月 30 日に建物の引渡し完了し、平成 15 年 10 月 1 日に開店しておりますが、今後の支払総額 1,199,276 千円については、支払予定が平成 15 年 10 月 31 日となっておりますので、一時的に自己資金を充当する予定であります。

なお、設備投資計画の内容については、平成 15 年 9 月 30 日現在以下のとおりとなっております。

事業所名	所在地	部門	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
西原シティ	沖縄県西原町	スーパーマーケット	店舗	3,168,000	1,968,724	増資資金 自己資金	平成14年 10月	平成15年 10月	売場面積 22,614㎡
V21みやぎ食品館(仮称)	沖縄県浦添市	スーパーマーケット	店舗	1,000,000	100,000	増資資金 自己資金	平成15年 12月	平成16年 4月	売場面積 990㎡
合計	-	-	-	4,168,000	2,068,724	-	-	-	-

(注) 上記投資予定金額には、建設協力立替金及び長期差入保証金を含めております。

(2) 業績に与える見通し

今回の資金調達により、当社店舗網の拡充を行うことができ、収益の増加が見込まれます。また、自己資本の増強により、財務体質の強化が見込まれます。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元は経営上の重要要素であると認識しており、安定的な配当を継続することを基本と考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき、当社業績、経済情勢等を総合的に勘案し、決定してまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、財務体質の更なる強化と事業拡大等の資金需要に活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期
1株当たり当期純利益	265.59円	258.95円	335.37円
1株当たり年間配当金	15.00円	18.00円	18.00円
実績配当性向	5.6%	7.0%	5.4%
株主資本当期純利益率	16.7%	13.8%	15.5%
株主資本配当率	0.9%	0.9%	0.8%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

(5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成13年2月期	平成14年2月期	平成15年2月期	平成16年2月期
始 値	2,000円	1,400円	1,250円 1,480円	1,450円
高 値	2,280円	1,680円	1,910円 1,490円	2,680円
安 値	1,260円	1,200円	1,240円 1,420円	1,410円
終 値	1,420円	1,220円	1,720円 1,450円	2,480円
株価収益率	5.3倍	4.7倍	5.1倍 5.2倍	-倍

(注) 1. 平成16年2月期の株価については、10月24日現在で表示しています。

2. 平成15年2月期の株価について、印は、平成15年4月18日付株式分割による権利落後(平成15年2月25日以降)の株価であります。

3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成15年2月期の株価収益率の下段の数値については、平成15年4月18日付株式分割による影響を加味した1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。